

社会福祉法人夢前福祉会 役員報酬・役員費用弁償規定

- 第 1 条 役員報酬・役員費用弁償に関する規定は、本規則の定めるところによる。
- 第 2 条 報酬・費用弁償は次による。
- 1) 研修費
 - 2) 理事会
 - 3) 評議委員会
 - 4) 監事
 - 5) 評議員選任・解任委員会
- 第 3 条 報酬・費用弁償は、通貨で直接本人に支給する。
- 第 4 条 研修会出張の都度支給する。
- 第 5 条 報酬・費用弁償額に変更があった場合は、変更の日より新給与によって支給する。
- 第 6 条 報酬・費用弁償額については、評議委員会の承認を得て決定する。
- 第 7 条 報酬・研修費の支給は次の通りとする。
- 1) 研修費
 1. 旅費 公共交通機関交通費実費
 2. 宿泊費 実費
 3. 報酬 5,000円(税抜き)
 - 2) 理事会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する。
 - 3) 評議委員会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する。
 - 4) 監事
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する。
 - 5) 評議員選任・
解任委員会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する。

附 則

この規定は平成16年4月1日より実施する。

この規定は平成16年12月1日より改正実施する。

この規定は平成21年4月1日より改正実施する。

この規定は平成22年3月14日より改正実施する。

この規定は平成27年10月1日より改正実施する。

この規定は平成29年4月1日より改正実施する。